

議第 135 号

控訴の提起について

控訴を次のように提起する。

平成 28 年 6 月 2 日提出

京都市長 門 川 大 作

相 手 方	東京都品川区大崎二丁目 1 番 1 号 住友重機械工業株式会社
事 件 の 種 類	工事請負代金の返還、施設の解体撤去及び損害賠償金の支払の請求
事 件 の 内 容	<p>相手方は、平成 17 年 3 月 18 日、京都市焼却灰溶融施設（以下「灰溶融施設」という。）の建設工事のうちプラント設備（以下「本件プラント」という。）に係る工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を本市と締結した。しかし、相手方は、本件契約において定めた工期（平成 22 年 5 月 31 日）までに本件プラントを引き渡すことができなかつたため、平成 24 年 7 月 31 日、本件プラントの引渡期限（平成 25 年 8 月末日）を設定するとともに、当該引渡期限までに本件プラントを引き渡すめどが立たず、本市が本件契約を解除したときは、相手方は本市に一切の負担をかけないよう真摯に対処する旨を確約し、本市はこれを了承した。これを受けて相手方は工事を続行したが、同年 6 月、本件プラントの試運転において重大な不具合が発生したことから、本市は相手方から報告を受けた不具合の原因及び改善策の案について、学識経験者を交えて点検し、及び評価した。その結果、本市は、当該引渡期限までに相手方が本市に本件プラントを引き渡すことは不可能であると判断し、同年 8 月 5 日付けで本件契約を解除した。</p> <p>これにより、未完成の灰溶融施設は無価値となり、相手方は</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 灰溶融施設の全体の解体撤去 (2) 灰溶融施設を整備するに当たり本市が支出した経費その他の

本市が被った損害に係る賠償金の支払

(3) 本件契約に基づき本市が相手方に支払った工事請負代金の返還

を行う義務を負うこととなったことから、本市は、相手方に対し、当該義務を履行するよう請求したが、相手方は、これに応じようとしなかった。

このため、本市は、相手方に対し、(1)の施設の解体撤去、(2)の賠償金及び遅延損害金の支払並びに(3)の工事請負代金の返還及び利息の支払又は工事請負代金と同額の損害賠償金及び遅延損害金の支払 ((1)に係る請求にあつては、予備的には、これに代わる損害賠償金及び遅延損害金の支払) を求める訴えを提起した。

これについて、京都地方裁判所は、本市の請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。

そこで、当該判決の取消し及び本市の請求の認容を求めるため、大阪高等裁判所に控訴しようとするものである。

提案理由

控訴を提起する必要があるので提案する。